

改正後	旧						
<p>(開発許可の基準)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。</p> <table border="1" data-bbox="221 313 430 1131"> <tr> <td data-bbox="221 313 430 582"> <p>宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条</p> </td> <td data-bbox="221 582 430 862"> <p>開発行為に関する工</p> </td> <td data-bbox="221 862 430 1131"> <p>宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="221 313 430 358"> <p>第一項の宅地造成工</p> </td> </tr> </table>	<p>宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条</p>	<p>開発行為に関する工</p>	<p>宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。</p>	<p>第一項の宅地造成工</p>			<p>(開発許可の基準)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。</p>
<p>宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条</p>	<p>開発行為に関する工</p>	<p>宅地造成等規制法第九条の規定に適合するものであること。</p>					
<p>第一項の宅地造成工</p>							

事規制区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。
-------	------------------------------------	---	--

八〇十四 (略)

二〇八 (略)

(工事完了の検査)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第七十二条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

八〇十四 (略)

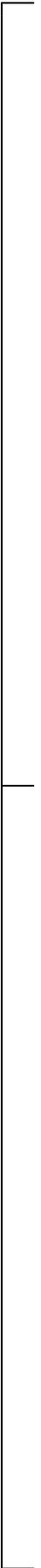
二〇八 (略)

(工事完了の検査)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。



<p>都市計画法施行規則（改正後）</p>	<p>都市計画法施行規則（改正前）</p>
<p>（開発許可の申請書の添付図書）</p> <p>第十七条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 開発行為に関する工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。第三十一条第二項において同じ。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第七十三条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）に地盤面の高さが基準水位（同法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を示した地形図</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（開発許可の申請）</p> <p>第十六条 法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、別記様式第二又は別記様式第二の二の開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>〔別記様式第二及び別記様式第二の二の備考欄を改正〕</p> <p>（開発許可の申請書の添付図書）</p> <p>第十七条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>〔都市計画法の開発区域内に特定開発行為に係る工事があり、かつ、当該工事により地盤面の高さが基準水位以上になる土地の区域がある場合に、その区域の位置を表示した地形図の添付を規定〕</p> <p>2・3 （略）</p>

4 第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防

災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(工事完了等の公告)

第三十一条 法第三十六条第三項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

2 前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、前項に規定するもののほか、その区域に含まれる地域の名称を併せて明示するものとする。

(新設)

〔新設される第一項第六号に掲げる地形図の縮尺及び表示内容を規定

(工事完了公告)

第三十一条 法第三十六条第三項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

(新設)

〔都市計画法の開発区域内に特定開発行為に係る工事があり、かつ、当該工事により地盤面の高さが基準水位以上になる土地の区域がある場合にその区域を公示する際、その公示する内容を規定〕

別記様式第二（第十六条関係）

開発行為許可申請書
略

〔備考〕

- 1 略
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3～7 略

別記様式第二の二（第十六条関係）

開発行為許可申請書
略

〔備考〕

- 1 略
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3～6 略

別記様式第二（第十六条関係）

開発行為許可申請書
略

〔備考〕

- 1 略
- 2～6 略

別記様式第二の二（第十六条関係）

開発行為許可申請書
略

〔備考〕

- 1 略
- 2～5 略